

仕 様 書

件 名 仙 台 市 立 病 院 電 力 需 給

仙 台 市 立 病 院 經 営 管 理 部 財 産 管 理 課

1. 概要

- (1) 需要場所 仙台市立病院
仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号
- (2) 業種及び用途 病院

2. 仕様

(1) 電力供給条件

- ア) 供給電気方式 交流3相3線式
- イ) 供給電圧 標準 6,000 ボルト
- ウ) 計量電圧 標準 6,000 ボルト
- エ) 標準周波数 50 ヘルツ
- オ) 受電方式 2回線受電(常時供給用及び予備電源)

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア) 常時供給電力 1,650 kW
予備供給電力 常時供給電力と同量とする。
自家発補給電力 370 kW
- イ) 予定使用電力量 6,493,000 kWh
(令和8年10月1日から令和9年9月30日までの使用量見込み)
- ウ) 力率 97%
- エ) 令和6年度及び令和7年度使用電力量の実績 (別紙1)
- オ) 令和8年10月から令和9年9月までの予定使用電力量 (別紙2)

(3) 契約期間

令和8年10月1日0時から令和9年9月30日24時まで

(4) 電力量の検針

検針日時 毎月末日24時

ただし、これにより難しい場合は、発注者の了承を得て翌日以降に行うものとする。計量は、供給者が設置した取引用計量器により記録された値によるものとする。

(5) 需給地点 需要場所の構内に施設した区分開閉器(UGS)の電源側接続点

(6) 保安責任分界点 需給地点に同じ。

(7) 財産分界点 需給地点に同じ。

(8) 計量器設置場所 需要場所の建物地下電気室のキュービクル内

(9) 代金の算定期間 毎月1日から当該月の末日までの期間

(10) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制などに設定すること。また、電力料金の算定にあたり当該区域の旧一般電気事業者が一般需要家に適用する燃料費調整単価を上限として調整を行えるものとする。

(11) 力率

力率は、当該月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする）。

平均力率は、次により算出する。

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3. その他

(1) この施設の外来休診日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。

(2) 料金の算定上必要な計量器及びその付属装置等は、すべて受注者の負担において取付けること。また、既設設備の改造工事等が必要な場合の費用についても受注者の負担とする。

施工に停電が必要な場合は、発注者が指定する日時に行うこととし、停電に伴う費用についても受注者の負担とする。

(3) 受注者の発電設備等の事故などにより、当施設に支障をきたさないように無条件及び無停電で必要な電力を受け入れられる体制等の供給体制を必ず確保するとともに、電力供給不能になった場合においても、速やかな復旧が可能な体制を確保すること。ただし、これによる特別料金は別途支払わないものとする。

(4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の需給条件については発注者と受注者との協議により定める。

(5) 季節条件等の変動により、予定使用電力量に対して購入する電力量が大幅に増減した場合にも、内訳書の単価を適用する。